

議案第 80 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年 3 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。